

**お申込みいただく前に必ずご覧ください。(第1項、2項、3項、6項は重要です。)**

手配旅行とは、お客さまが旅行内容を決め、当社に運送・宿泊機関等やその他の旅行に関するサービスの提供が受けられるように手配を委託して実施する旅行のことです。例えば、お客さまが旅行内容を決め、〇月〇日〇時発の鉄道、航空機や貸切バスなどの運送機関の手配、あるいは〇月〇日の〇〇宿泊施設の手配のために、その業務を当社に委託し、当社はそれに従って手配を引き受け、お客さまが旅行に行くという形態です。

手配旅行契約は、このようにお客さまの委託により、当社が運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供を受けることができるように手配を引き受ける契約のことですが、手配には別途、当社が定めた旅行業務取扱料金が必要です。また、受注型企画旅行のような旅程保証や特別補償はありません。

## 1. 旅行の申込みおよび契約の成立時期

(1) 当社は、契約を申し込もうとするお客さまは、当社が契約を承諾し、当社の申込書とともに所定の申込金をいただいたときに契約が成立します。

なお、JR券、飛行機・宿泊券等（単品手配）など、旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する手配は、申込書は必要なく、口頭で受け付け、当社が契約を承諾し、旅行代金の全額をお支払いただきますと契約が成立します。

(2) 当社はクレジットカードの取り扱いはしておりません。旅行代金は当社が指定する振込先口座へのご入金または現金払いでお願いします。

(3) 当社は団体・グループ（2名以上）を構成する責任者（契約責任者）となるお客さまから申込みがあった場合、契約の締結および解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

(4) 契約責任者は、当社が定めるまで日までに、構成者の名簿または人数を当社に提出してください。

(5) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後はあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とさせていただきます。

## 2. 手配旅行契約の「旅行代金」とは

①手配旅行契約の「旅行代金」とは、「運送・宿泊機関等の金額」に、当社が定めた「旅行業務取扱料金」を加算した金額のことです。

②旅行開始前に運送・宿泊機関の運賃・料金の改訂などで旅行代金の変動があったときは、旅行代金を変更いたします。増減にかかわらず、旅行終了後に速やかに精算しますが、この場合も当社が定めた「旅行業務取扱料金と変更手数料」が必要です。

## 3. お申込み条件

①旅行代金は、旅行開始前に当社が定める期限までに全額をお支払ください。

②次の場合は、当社はお客さまと契約の締結をいたしません。

ア. お客さまが反社会的勢力であると認められるとき。

イ. お客さまが当社に対して、暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に対して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

ウ. お客さまが風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為をしたとき。

エ. その他当社の業務上の都合があるとき。

#### 4. 契約書面の交付について

当社は手配旅行契約が成立後、速やかにお客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。（貸切バスの手配や添乗員の手配などの場合）

ただし、JR券、飛行機・宿泊券等（単品手配）など、旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する手配は契約書面を交付いたしません。

#### 5. 旅行契約内容の変更

- ①お客さまは当社に対して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更するよう求めることができます。この場合、当社は、可能な限りその求めに応じます。  
ただし、お客さまの求めにより、契約の内容を変更した結果、手配の変更に要する費用（すでに手配が完了していたときは、宿泊機関に支払うべき取消料や違約料）が発生したときは、お客さまはその費用を負担いただくほか、当社所定の変更手続料金も必要です。
- ②変更によって生ずる増加分はお客さまにご負担いただき、減額分はお客さまに返金いたしますが、この精算は旅行終了後に速やかにいたします。

#### 6. 契約解除でお客さまが必要な費用

(1)お客さまのご都合で、旅行開始前や旅行開始後にかかわらず、いつでも手配旅行契約の全部または一部を解除できます。

##### ①旅行開始前の解除に必要な費用

お客さまは、旅行業務取扱料金、取消手続料金、お客さまが未だに受けていない旅行サービス提供機関に支払う取消料、違約料が必要です。

##### ②旅行開始後の解除に必要な費用

お客さまは、旅行業務取扱料金、取消手続料金、お客さまがすでに提供を受けた旅行サービスの対価、お客さまが未だに受けていない旅行サービス提供機関に支払う取消料、違約料が必要です。

(2)当社からは、下記の理由で契約を解除することができます。

ア.お客さまが所定の期日までに旅行代金を支払われないとき。

イ.お客さまが次のいずれかに該当することが判明したとき。

- ・お客さまが反社会的勢力であると認められるとき。
- ・お客さまが当社に対して、暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に対して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ・お客さまが風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為をしたとき。

##### ①旅行開始前の解除に必要な費用

お客さまは、旅行業務取扱料金、取消手続料金、お客さまが未だに受けていない旅行サービス提供機関に支払う取消料、違約料が必要です。

##### ②旅行開始後の解除に必要な費用

お客さまは、旅行業務取扱料金、取消手続料金、お客さまがすでに提供を受けた旅行サービスの対価、お客さまが未だに受けていない旅行サービス提供機関に支払う取消料、違約料が必要です。

(3)当社の責任でお客さまから解除したとき

##### ①旅行開始前の解除

お客さまに旅行代金の全額を払い戻します。

##### ②旅行開始後の解除

お客さまが、すでに提供を受けた旅行サービスの対価以外は、全額を払い戻します。

## 7. 構成者の変更

団体・グループ契約（2名以上）の場合で、当社は、旅行開始前、旅行開始後にかかわらず、可能な限り、契約責任者からの構成者の変更の申出に応じます。なお、構成者の変更に伴う旅行代金の増減、変更に要する旅行サービス提供者への費用（取消料や違約料）は、構成者の負担とします。

## 8. 添乗員の同行

当社は、契約責任者からの求めに応じて添乗員を同行させ、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な添乗サービスを提供することができます。ただし、添乗サービスは午前8時から午後8時で、労働基準法の定めで時間中にも休憩をとらせていただくことがあります。

このサービスを受けるときは、契約責任者は当社に、所定の添乗サービス料をお支払ください。

## 9. 当社の責任および免責事項

- (1)当社は旅行契約の履行に当たって、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お一人につき原則として15万円を限度に賠償いたします。（なお、当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失があった場合は、限度額の上限額はありませぬ。）
- (2)お客さまが次に掲げるような理由で損害を被られたときは、当社や当社の手配代行者の故意または過失によりお客さまへ損害を与えた場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。
  - ①天災地変、気象条件、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは中止。
  - ②運送・宿泊機関などのサービス提供の中止またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - ③官公署の命令または伝染病による隔離。
  - ④自由行動中の事故。
  - ⑤上記のほか、当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害。

## 10. お客さまの責任

- ①お客さまの故意または過失により、当社が損害を被ったときは、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- ②お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他手配旅行契約の内容について理解するよう努めてください。
- ③お客さまは旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なるサービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該旅行サービス提供者に申し出てください。

## 11. 個人情報のお取り扱いについて

お客さまから頂戴しました個人情報につきましては、お客さまとの連絡方法や運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きのほか、今後の企画旅行等のご案内に使用させていただきます、それ以外は個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理いたします。

# 旅行業務取扱料金表

合同会社 滋賀の旅人旅行倶楽部  
滋賀県知事登録旅行業第 3-253 号

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面の一部となります。

国内旅行

手配旅行にかかる旅行業務取扱料金

2019.10.1 現在

内 容		料 金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8 人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 10%以内
		個人(上記以外)の場合	1 件につき 1100 円
	宿泊券のみの場合	8 人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券額面の 10%以内
		個人(上記以外)の場合	1 件につき 1100 円
添乗員サービス料金(宿泊、交通費などの旅行実費を除く)		1 人一日につき 22000 円	
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8 人以上の団体手配旅行の場合	変更にかかる部分の変更前の旅行代金の 10%以内
		個人(上記以外)の場合	1 件につき 550 円
	乗車船券の切り替え、再発行		1 件につき 550 円
	宿泊手配の変更		1 件につき 550 円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8 人以上の団体手配旅行の場合	取消にかかる部分の変更前の旅行代金の 10%以内
		個人(上記以外)の場合	1 件につき 1100 円
	運送機関の手配の取り消し(未使用乗車券の精算手続きがある場合はそれを含む)		1 件につき 1100 円
	宿泊機関の手配の取り消し(未使用宿泊券の精算手続きがある場合はそれを含む)		1 件につき 1100 円
連絡通信費	お客さまの依頼により緊急に現地で手配・取消・変更のための通信連絡を行った場合		1 件につき 1100 円

- (1) 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者(契約責任者)を定めて同一行程による旅行をされる場合のことです。
- (2) お客さまの希望により、変更または取り消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- (3) 同一宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。
- (4) 上記金額には消費税が含まれています。

旅行企画・実施	合同会社 滋賀の旅人旅行倶楽部
住所	〒520-2304 滋賀県野洲市永原 1006 番地
TEL・FAX	077-587-2677
	営業時間 9:00~17:00 定休日 土・日・祝日
登録	滋賀県知事登録旅行業 第 3-253 号 国内旅行業務取扱管理者 黒川 之明

※内容全般について、お客さまから依頼があったときは、旅行業務取扱管理者が説明いたします。